主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人若山梧郎上告趣意について。

論旨は上告適法の理由を主張しないものであり、採用に値しない。

よつて旧刑訴四四六条に従い主文の通り判決する。

この判決は裁判官全員の一致した意見である。

検察官 橋本乾三関与

昭和二六年三月一日

最高裁判所第一小法廷

 裁判長裁判官
 岩
 松
 三
 郎

 裁判官
 舅
 野
 毅

 裁判官
 齋
 藤
 悠
 輔